国立市施策等評価委員会の運営について(案)

1. 施策評価の主な観点

<国立市の行政評価体系>

① 事務事業評価

各事業(約600事業)について、担当課が毎年度自己評価(裁量の小さい事業は3年毎)。

- ② 事務事業評価委員会(平成26年度~令和元年度) 事務事業評価の客観性及び透明性を確保するために外部評価を実施。
- ③ 施策評価

各施策(32施策)について、統括課長を中心に毎年度自己評価。

④ 行政経営方針の策定

理事者及び部長職による施策優先度評価会議において翌年度の重点施策等を 議論し、予算編成に向けた指針である行政経営方針を策定。

本委員会においては、選定いただいた各施策について、以下のような観点から評価 をいただきたい。

- ・施策(及び各展開方向)の目的・手段・指標の妥当性
- ・施策マネジメントシートにおける全体評価結果の妥当性
- 各施策に紐づく事務事業の貢献度・有効性・効率性

2. 委員会の日程(案)

| 11月25日(水) | 第1回 | ・対象施策の選定 |
|-----------|------------|--------------------------|
| 12月23日(水) | 第2回 | ・ヒアリング(1回1施策) |
| 1月13日(水) | 第3回 | ①施策全体について 30分 |
| 1月27日(水) | 第4回 | ②施策に紐づく事務事業について 1時間30分 |
| 2月5日(金) | 第5回 | ・まとめ、振り返り |
| | | ・必要に応じて再ヒアリングも可能(1 時間程度) |
| 3月以降 | 答申(報告書)の提出 | |
| | 市としての対応協議 | |

- 各回2時間。
- ・ヒアリングの対象者
 - ①施策全体について 施策の統括課長(必要に応じて関係課長)
 - ②事務事業について 事業担当課にて出席職員を決定。

3. 対象施策等の選定

- ・ 今年度の評価対象となる施策を3つお選びいただく。
- ・あわせて、各施策において重点的にヒアリングする事務事業またはテーマをお決 めいただく。
- ・今年度は、第2次基本計画における施策体系変更の影響、担当部のバランス等を 考慮し、以下の3つの政策から1施策ずつ選定いただく。

政策1 人権・平和・男女共同参画

施策1 人権・平和の推進

施策2 男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援

(政策2 子育て・教育)

政策3 文化・生涯学習・スポーツ

施策6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護

施策7 生涯学習の環境づくり

施策8 スポーツの振興

(政策4 保健・福祉)

(政策5 地域・安全)

政策 6 環境

施策17 花と緑と水のある環境づくり

施策 18 環境の保全

施策 19 ごみの減量と適正処理

(政策7 都市基盤)

(政策8 産業)

(政策9 自治体経営)

以上